

標 題：

ボリビア籍、UAE籍及び
バハマ籍GMDSS適用船に
要求される無線通信要員の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 304

Date : 平成11年3月25日

関係船主・造船所各位

ボリビア政府、UAE政府及びバハマ政府から同国国籍を有するGMDSS適用船に要求される無線通信要員の要件について、下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

ボリビア籍GMDSS適用船に要求される無線通信要員の要件

1. 海域A1及び海域A2を航行するGMDSS適用船で陸上保守が選択されている場合
－GOCを所持する航海士又は通信士1名
2. 海域A1, A2及びA3を航行するGMDSS適用船で陸上保守が選択されている場合
－GOCを所持する航海士(船長を除く)2名、又は、GOCを所持する通信士1名

UAE籍GMDSS適用船に要求される無線通信要員の要件

海域A1を超えて航行するGMDSS適用船で陸上保守が選択されている場合
－1995年STCW条約第IV章第2規則に規定するGOCを所持する航海士1名

バハマ籍GMDSS適用船に要求される無線通信要員の要件

海域A1を超えて航行するGMDSS適用船で陸上保守が選択されている場合
－GOCを所有する船舶職員(船長を除く)1名

*バハマ籍 GMDSS 船の無線通信要員の要件については、NK テクニカルインフォメーション
No.169(平成7年10月20日付)にてお知らせしましたが、このほど同国政府から上記の通り
通知がありましたのでお知らせします。

以 上

お問い合わせ： 材料艀装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。